

(法安119)(情シ46)
令和3年11月19日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)
常任理事 渡辺 弘司
(公印省略)

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」を定める告示(案)に関する意見募集について

今般、個人情報保護委員会において、行政機関及び独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とした「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)案」(以下、「本ガイドライン案」という。)を策定し、意見募集(パブリック・コメント)が開始されている旨の情報提供がございましたので、お知らせ申し上げます。

本ガイドライン案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による改正後の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律57号)の規定に従い、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として策定されたものです。

つきましては、ご多忙の折恐縮に存じますが、貴会管下会員へご周知いただければ幸いです。

なお、本件パブリック・コメントの実施につきましては、以下の e-Gov サイトに掲載されておりますので、ご意見がございます場合は、11月30日(火)までに下記の意見募集ページからご投稿いただきますようお願い申し上げます。

記

[e-Gov サイト]

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000074&Mode=0>

※別添1、2は上記ホームページ内に掲載されております。

以上

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）を定める告示（案）」に関する意見募集について

募集中

[facebook](#) [twitter](#)

カテゴリー	国民生活の安全・安心の確保		
案件番号	240000074		
定めようとする命令などの題名	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）を定める告示（案）」		
根拠法令条項	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第4条、第8条及び第60条		
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続		
案の公示日	2021年10月29日		
受付開始日時	2021年10月29日18時0分		
受付締切日時	2021年11月30日0時0分		
意見提出が30日未満の場合その理由			
意見募集要領（提出先を含む）	意見募集要領	PDF	
命令などの案	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）を定める告示（案）	PDF	
関連資料、その他	令和3年改正個人情報保護法 公的部門ガイドライン案の概要	PDF	
資料の入手方法	電子政府の総合窓口「e-Gov」(https://public-comment.e-gov.go.jp/)に掲載している資料について個人情報保護委員会事務局先：個人情報保護委員会事務局（03-6457-9748）		
備考	令和3年改正個人情報保護法について（官民を通じた個人情報保護制度の見直し）		
問合せ先（所管省庁・部局名等）	連絡先：個人情報保護委員会事務局（03-6457-9748）		

意見提出前に、意見募集要領（提出先を含む）を確認してください。

意見募集要領（提出先を含む）を確認しました。

意見提出には画像や音声による

[戻る](#)

意!

1 個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の策定について

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正（以下「令和3年改正」という。）後の個人情報保護に関する法律（平成15年法律57号。以下「法」という。）の規定に従い、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、「**個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）**」（以下「本ガイドライン」という。）を策定する。
- 本ガイドラインは、**各行政機関等において情報マネジメントを担う職員等（各機関の長等を含む。）を対象に、改正後の法の規律について、必要最低限の内容の体系的な理解に資するとともに、併せて、広く個人や事業者に対し情報提供することを目的としたものである。**なお、各行政機関等において個別の事務処理を担う職員の参考とするため、委員会は、別途「事務対応ガイド」や「Q&A」を始めとする資料を作成・公表する。
- 本ガイドラインの策定に当たっては、**現行の行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号）に相当する規定がある場合には、当該規定の解釈運用を原則として踏襲しつつ、**そのような規定が存在しないものも含めて、**現下の行政機関等における個人情報の取扱いを取り巻く状況に照らし、必要な記載の追記等を行ったものである。**

【適用対象 ※1】

行政機関（改正後の法第2条第8項）

独立行政法人等 ※2（同条第9項）

（※1）地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については、令和3年改正の完全施行（令和5年春）にむけて、別途、本ガイドラインの改正を予定。

（※2）独立行政法人等のうち、法別表2に掲げる法人については、民間部門ガイドラインも参照することが必要。

【本ガイドラインの構成】

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 本ガイドラインの目的 | 7. 開示、訂正及び利用停止 |
| 2. 本ガイドラインの適用対象 | 8. 行政機関等匿名加工情報の提供等 |
| 3. 法の目的 | 9. 雑則 |
| 4. 適用の範囲 | 10. 委員会による監視等 |
| 5. 個人情報等の取扱い | |
| 6. 個人情報ファイル | |

2 本ガイドラインの主な内容について

◆ガイドラインの目的（ガイドライン「1」）

○行政機関及び独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、改正後の法第4条、第8条、第9条及び第128条に基づき具体的な指針として定めるもの。

◆法の目的（ガイドライン「3」）

○官民を通じた個人情報保護制度の見直しが図られた令和3年改正の趣旨等を踏まえ、法の目的を説明。

◆適用の範囲（ガイドライン「4」）

○一部の法人及び業務については、個人情報の取扱いについて原則として法第4章の規定が適用されること等、法の適用を受ける主体及び各主体に係る法の適用関係を説明。

○法の適用対象となる情報等について説明。

◆個人情報等の取扱い（ガイドライン「5」）

○保有に関する制限、取得・利用の際の遵守事項、利用及び提供の制限等を説明。

○講ずべき安全管理措置の内容について、過去の漏えい事案等の実態も踏まえて、例えば、以下の点を説明。

- ▶ 大量の保有個人情報を取り扱う行政機関等や、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして漏えい等が生じた場合に本人の権利利益が侵害される危険が大きい行政機関等に対しては、安全管理措置を確実に講じることが求められること。
- ▶ 個人情報の取扱いを委託する場合には、安全管理措置の一環として委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことが求められること。

○委員会への報告や本人への通知が必要な場合（保有個人情報に係る本人の数が100件を超える場合等）について説明。

◆個人情報ファイル（ガイドライン「6」）

○個人情報ファイルの保有等に関する事前通知、個人情報ファイルの作成及び公表に関する事項を説明。

◆開示、訂正及び利用停止について（ガイドライン「7」）

○開示請求等の主体、開示請求等の対象となる情報、開示請求等の手続、審査請求等について説明。

◆行政機関等匿名加工情報の提供等（ガイドライン「8」）

○行政機関等匿名加工情報の作成・提供に係る義務、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集等について説明。

◆雑則（ガイドライン「9」）

○法第5章の規定の適用除外等、行政機関等による開示請求等をしようとする者への情報提供等について説明。

◆委員会による監視等（ガイドライン「10」）

○法の円滑な施行確保のため、行政機関等に対して委員会が行う監視等について説明。